

平成 27 年 9 月 17 日

各 位

会 社 名 川崎汽船株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 村上 英三
(コード番号 9107 東証・名証第一部、福証)
問 合 せ 先 財務グループ長 浅野 裕史
(TEL : 03-3595-5608)

**新規劣後特約付ローンによる資金調達及び
既存劣後特約付ローンの期限前弁済に関するお知らせ**

当社は、新規劣後特約付ローン（以下、「本劣後ローン」という。）による資金調達及び既存劣後特約付ローン（以下、「既存劣後ローン」という。）の期限前弁済（以下、本劣後ローンによる資金調達と併せて「本リファイナンス」と総称する。）の実施を決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本リファイナンスの目的

本リファイナンスは、既存劣後ローンの借換制限（リプレースメント）条項（※1）を遵守しつつ、金融費用の適切なコントロールと、借換手段の多様化、財務戦略の柔軟化を図ることを目的としております。なお、本劣後ローンには、普通株式への転換権は付されていないことから、株式の希薄化は発生いたしません。

※1：「当社は、期限前弁済日以前6か月間に、普通株式又は既存劣後ローンの資本性と同等以上の資本性を有するものとすべての格付機関から承認を得た証券又は債務により資金を調達していない限り、既存劣後ローンの期限前弁済を行わないことを意図している」旨の条項。

2. 本劣後ローンの概要

本劣後ローンの詳細条件について、下記の内容で予定しております。

調達額	金 300 億円（予定）
契約締結日	平成 27 年 9 月 17 日（予定）
実行日	平成 27 年 9 月 24 日（予定）
資金使途	既存劣後ローンの期限前弁済に充当
弁済期日	平成 27 年 9 月 20 日（予定） ただし、平成 27 年 9 月 20 日（以下、「初回任意弁済日」という。）以降の各利払日、又はその他一定の事由に該当する場合は、元本の全部の期限前弁済が可能

借換制限	<p>期限前弁済については、当該期限前弁済日以前6か月間に、借換必要金額以上の金額につき、借換証券を発行若しくは処分又は借入れすることにより資金を調達していない限り、当該期限前弁済を行わないことを意図している。</p> <p>「借換必要金額」とは、期限前弁済を行う元本金額の総額を原則とするが、本劣後ローンについて格付機関から承認された資本性や期限前弁済に伴う借換のために発行等する借換証券について格付機関から承認された資本性、当社が平成25年9月26日に発行した2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換状況等を勘案の上、減額できるものとする。なお、当社は、借換必要金額の減額については、期限前弁済時の純資産の状況等に鑑み慎重に検討することを意図している。</p>
利息支払に関する条項	利息の任意停止が可能
劣後特約	<p>本劣後ローンの債権者は、当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは民事再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、上位債務に劣後した劣後請求権を有する。</p> <p>本劣後ローンに係る契約の各条項は、いかなる意味においても劣後債権の債権者以外の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならない。</p>
格付機関による本劣後ローンの資本性評価（予定）	<p>クラス3、50%（株式会社格付投資情報センター）</p> <p>「中」、「50」（株式会社日本格付研究所）</p>

3. 既存劣後ローンの期限前弁済の内容

期限前弁済日	平成27年9月24日
期限前弁済総額	300億円
期限前弁済事由	既存劣後ローンの期限前弁済条項による

以 上